

亀山市公告第24号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

令和4年4月25日

亀山市長 櫻井義之

1 業務概要

（1）業務名

亀山市立図書館運営業務委託

（2）業務内容

亀山市立図書館運営業務委託仕様書のとおり

（3）履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

（3）過去3年間（平成31年4月1日から令和4年3月31日まで）に、公共図書館における運営業務を業務委託として受託した実績を有すること。

（4）令和4年4月1日現在、亀山市と同等以上の人団規模（5万人以上）又は蔵書冊数（20万冊以上）の公共図書館において、本業務と同種の業務の受託実績を有すること。

（5）亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の規定による資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。

（6）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者（同法第41条第

1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。

- (7) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 担当部署

亀山市教育委員会事務局生涯学習課

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

電話 0595-84-5057

ファクシミリ 0595-82-6161

電子メール syougaku@city.kameyama.mie.jp

4 亀山市立図書館運営業務委託公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間

令和4年4月25日（月）から同年5月20日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

3の担当部署とする。

(3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(4) 交付書類

ア 亀山市立図書館運営業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）

イ 亀山市立図書館運営業務委託仕様書

5 プロポーザル参加意思表明書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザル参加意思表明書及び資料を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和4年4月25日（月）から同年5月20日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

3の担当部署とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

6 企画提案書等の提出

プロポーザル参加意思表明書を提出した者は、企画提案書その他の要領に定める提出書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和4年5月23日（月）から同年6月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

3の担当部署とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

7 その他

(1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。

(3) 提出された書類等は、企画提案者に返却しないものとする。

(4) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、本市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲内において複製ができるものとする。

(5) 選定の経過及び選定された候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。

(6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）の規定により提出書類等を公開することがある。

(7) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による資格（指名）停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことが

ある。

- (8) 参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (9) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本とするが、当該内容を確約するものではない。
- (10) 本業務の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) プロポーザル参加意思表明書の提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。
- (12) 選定の経過及び選定された候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。